

令和8年

第2回教育委員会会議 議事録

秋田県教育委員会

令和8年第2回教育委員会会議 議事録

- 1 期 日 令和8年2月17日 火曜日
- 2 場 所 教育委員室
- 3 開 会 午後2時
- 4 閉 会 午後4時
- 5 出席者 委員 奥 真由美
吉村 昌之
大塚美穂子
高橋 重剛

6 説明のための出席者

| | | | |
|---------|-------|----------|--------|
| 教育次長 | 鈴木 雄輝 | 教育次長 | 久慈 隆正 |
| 総務課長 | 高橋 公康 | 施設整備室長 | 佐藤 政彦 |
| 教職員給与課長 | 伊岡森 亨 | 義務教育課長 | 伊藤 悟 |
| 高校教育課長 | 古屋 桃香 | 特別支援教育課長 | 小山 高志 |
| 生涯学習課長 | 内田 鉄嗣 | 文化財保護室長 | 五十嵐 一治 |
| 保健体育課長 | 野中 仁史 | | |

7 会議に付した事項

- 報告第1号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
- 議案第2号 条例案に対する意見について

8 承認または可決した事項

- 報告第1号 議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告
- 議案第1号 条例案に対する意見について

9 会議の要旨

【奥委員】

ただいまから、令和8年第2回教育委員会会議を開催いたします。

本日は安田教育長に代わり、進行を務めさせていただきます。

本日の議事録署名員は2番吉村委員と4番大塚委員をお願いいたします。

なお、3番松塚委員は本日欠席しております。

はじめに、報告第1号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について、総務課長、施設整備室長、教職員給与課長、幼保推進課長、義務教育課長、高校教育課長、全国高等学校総合文化祭推進室長、特別支援教育課長、生涯学習課長、文化財保護室長、保健体育課長から説明をお願いします。

【関係各課室長】

報告第1号「議会の議決を経るべき教育関係議案に対する意見についての専決処分報告」について説明概要

- ・令和8年秋田県議会第1回定例会2月議会に提案する令和7年度補正予算案、令和8年度当初予算及び条例案について、事前に知事から意見の聴取があったが、教育委員会会議を開くいとまがなかったため教育長が専決処分し、原案どおり同意する旨を回答している。このことを報告し、承認を求めるものである。

- ・補正予算案は、32億6,983万3千円の減額であり、補正後の予算額は1,043億7,467万6千円である。
- ・当初予算案の総額は、県全体で6,041億4,500万円、そのうち教育委員会所管分が1,114億5,537万6千円であり、県全体の一般会計予算額の18.45%である。
- ・条例案は、「市町村立学校職員の給与等に関する条例の一部を改正する条例案」、「義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案」、「教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部を改正する条例案」、「秋田県教育職員免許状授与等手数料徴収条例の一部を改正する条例案」、「学校職員の定数に関する条例の一部を改正する条例案」、「秋田県青少年交流センター条例の一部を改正する条例案」の6件である。

【奥委員】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

教職員給与課に質問いたします。今回の補正予算が決算見込みに基づいた適正なものであることは理解していますが、そもそも31億円もの大幅な減額補正へと至った背景を教えてください。当初見込んでいた教職員数と実数との間にどのような差があったのか、その具体的な要因についてお聞かせください。

【教職員給与課長】

補正額が多額に上る背景について、県全体の職員構成を踏まえ説明いたします。本県の職員数は、知事部局約3,000名、警察約2,000名の計5,000名に対し、教育委員会に所属する教職員は約9,000名と非常に大きな規模となっております。予算編成にあたっては、病気休職や復職、特に影響の大きい退職手当について、不測の事態でも支払いに支障が出ないように、一定の幅を持たせた予算を確保して年度を開始しております。特に昨今は定年延長の導入に伴い、退職動向の正確な把握が困難な状況にもあります。今般の12月補正においては、これまでの給与・諸手当の実績および退職手当の見込みがある程度確定したため、不用となる予算を整理いたしました。例年に比べ減額幅が大きくなってはおりますが、これは退職手当の不確定要素に対し、万全を期して予算を確保していたことによるものです。

【吉村委員】

私が懸念していたのは、今回の多額の減額補正が人員体制の縮小や欠員の放置によるものではないか、という点でした。現場では教員が足りないという声がある一方で、予算がこれほど大きく減額されるとなると、外部からは当初の配置計画自体を縮小したのではないかと辻褄が合わないように見えてしまいます。しかし、今回の主な要因が退職手当の精査や定年延長に伴う算定上の不確定要素によるものであるとの説明を受け、現場の配置に影響が出るような消極的な理由ではないということで納得しました。

続けて87ページの奨学のための給付金について伺います。本事業は、低所得世帯への支援を目的とした補助金と認識しておりますが、その支給対象となる年収基準の算定について確認させてください。この年収基準は、全国の都道府県で一律に定められているものなのでしょうか。それとも、秋田県独自で設定している基準があるのでしょうか。他自治体との比較も含め、本県における基準のあり方についてお聞かせください。

【総務課長】

本事業は全国一律の制度となっております。財源構成につきましても、国と県がそれぞれ2分の1ずつ負担する補助事業であり、この負担割合についても全国共通の基準で運用されております。

【吉村委員】

今、金利上昇等による家庭の負担増に対し、さらなる支援が必要です。知事が掲げる若者の県内定着を実現するためにも、こうした負担軽減策は極めて重要だと考えます。かつて医師確保を目的とした返還免除制度等もありましたが、県独自の新たな支援策を検討すべきではないでしょうか。

また、今回の補正は、不用額を整理し財源を調整する後ろ向きな精算が主ですが、本県において教育投資に特化した予算枠は存在するのでしょうか。決められた枠内で余れば返すという形式的なものではなく、例えば教員の研修充実や教育の質向上に資するような、戦略的・投資的な予算の確保状況について、見解をお聞かせください。

【総務課長】

本県の予算構成には義務的経費と投資的経費等がございますが、教育予算としてあらかじめ確定した投資枠固定枠というものは存在いたしません。義務的経費については、地方公共団体として支出が義務付けられている経費を計上しております。一方で、それ以外の事業予算については、毎年度の当初予算編成において、事業の必要性を精査した上で財政当局と折衝を行い、最終的に知事の査定を経て決定される仕組みとなっております。ご指摘の通り、教育予算として一定額が常に担保されている状況が望ましい面もございますが、現行の予算制度上は、各事業の妥当性をその都度積み上げて予算を確保しているのが実状でございます。

【吉村委員】

先日の知事の説明にもありましたが、国による3,000億円規模の支援策において、各県最大62億円程度の枠が示されるなど、不確実性の高い状況が続いています。本県においても、少子化や厳しい財政状況を背景に、教育予算が年度ごとに縮小している印象を拭きません。もちろん背景は理解しておりますが、将来を担う子供たちのためにいかなる状況下でも削減されない、教育費としての根幹予算を確保すべきではないでしょうか。他県において、こうした教育予算の安定確保に向けた独自の仕組みや先例があるのか、非常に気になるところです。

続けて資料97ページの令和7年度終了事業等について伺います。高校教育課および義務教育課の所管において、複数の事業が終了または名称変更として整理されています。ここで確認したいのは、名称変更ではなく終了と明記されている事業についてです。これらは代替事業を設けずに完全に廃止されるものなのでしょうか。あるいは、別の新規事業に統合されたり、形を変えて実質的に継続されたりする計画があるのか、その詳細をお聞かせください。

【高校教育課長】

まず秋田を支える人づくり教育推進事業ですが、こちらは実質的には名前の変更に近い形です。先ほど新規事業としてご説明した未来を創る秋田の高校生人材育成事業に紐づいており、就職支援員の配置やキャリア教育といった中身はそのまま引き継いでおります。

次に地域みらい留学支援事業についてです。こちらは内容が大きく変わるため、形式上一度終了という形をとりましたが、実際には新しい事業を立てて継続いたします。現在4校ある参画校を束ねて情報共有を円滑にするためのプラットフォーム作りや、広報活動の強化に予算を充てるなど、体制を強化していく方針です。

【義務教育課長】

義務教育課からも2点説明いたします。まず文化部活動地域移行等推進事業ですが、こちらは先ほども触れましたが、国の事業名が変わったことに合わせ文化部活動地域展開・地域連携推進事業という形になります。いわば第2フェーズに入ったということで、地域移行に取り組む市町村をしっかりと補助・支援していくため、新たに予算をお願いしているところです。

一方で秋田型教育留学推進事業につきましては、今回のタイミングで事業終了となります。これに代わる新しい事業などは特に予定しておりません。

【吉村委員】

以前、市町村の教育長と意見交換をした際、部活動の地域移行について競技ごとにルールが違って非常に困っているという切実な声がありました。特に体育系は上部団体のルールが厳しく、市町村の努力だけではどうにもならない部分があるようです。こうしたルールの取りまとめや調整を、各市町村に任せきりにするのは酷ではないでしょうか。本来、県がリーダーシップをとって進めるべき仕事だと考えますが、その点についてはどのようにお考えですか。

【義務教育課長】

文化活動の地域移行についてですが、現在進めている主な種目は吹奏楽や合唱などで、運動部活動に比べると種目がそれほど多いわけではありません。そういった意味では、運動部ほどルールの複雑な食い違いは起きにくい部分があると考えています。ただ、全県的に見れば、文化部活動の地域移行はまだ端緒についたばかりの状況です。そのため、実際の移行を進めていくのと並行して、競技団体などとも連携し、共通のルール作りを検討していく必要がある段階だと認識しています。

【吉村委員】

部活動の地域移行については、文化部・運動部を問わず、ルールの不一致が全市町村共通の課題となっています。市町村単位での解決には限界があるため、広域自治体である県が主導して調整・取りまとめを行うべきであると改めて申し添えます。本件への具体的な回答は後ほどいただくとして、次の質問に移ります。

義務教育課の予算について伺います。資料によれば、令和7年度から8年度にかけて予算額が約14億8,000万円のマイナスとなっています。全体規模から見ても非常に大きな減額幅ですが、これほど巨額の予算が減少した主な要因は何でしょうか。その具体的な内訳と理由について教えてください。

【義務教育課員】

最大の要因は、市町村に対する一人一台の学習用端末の整備補助金の所要額が変動したことにあります。前年度は整備のピークにあたり、約30億円の予算を投じて15市町村・約5万台の端末導入を支援いたしました。本年度以降も各市町村の年次計画に基づき配置を進めておりますが、集中的な整備時期が過ぎたことにより、予算規模が相対的に縮小したものです。資料への記載にあたり、県独自の主要4事業に限定して掲載したため、この大規模な予算変動要因についての説明が不足しておりましたことをお詫び申し上げます。

【吉村委員】

ありがとうございました。

高校教育課に、先ほどお話のあった6,000万円の基金に関連して伺います。本件については、2月から5月にかけて国へ申請書を提出する予定とのことでした。その際、対象となる拠点校を決定・明記する必要があるかと思いますが、現時点での選定状況はいかがでしょう。既に具体的な候補校が決定しているのか、あるいは現在選定に向けた検討段階にあるのか、スケジュール感を含めてお聞かせください。

【高校教育課】

庁内で検討中でございます。

【吉村委員】

拠点校を決めるにあたって、何か明確なルールのようなものはあるのでしょうか。ここを一番重視するといった、選定の決め手となるポイントがあれば教えてください。

【高校教育課長】

本件に関し、文部科学省より先週の金曜日に公募要領等が提示されました。選定プロセスの

透明性については、文科省が直接判断するのではなく、外部有識者による審査を経て、基準に達した事業が採択される仕組みとなっております。提示された審査要領には詳細な評価基準が含まれておりますので、その内容を精査し、本県の計画が採択基準に合致するよう、現在申請内容を構築している段階でございます。

【吉村委員】

今回の支援枠は、県にとって約 60 億円規模という、かつてないほど多額の予算措置であると認識しております。先日の議論にもありました通り、採択を勝ち取るためには、本県独自の強みを活かした独自性・先駆性の尖った部分を明確に打ち出していく必要があります。申請にあたっては多大なご苦勞があるかと存じますが、この貴重な財源を確実に確保できるよう、万全の体制で臨んでいただくことを強く要望いたします。

続いて、全国高等学校総合文化祭の開催準備について伺います。本県開催に向けて、既にプレ大会やパレード等が実施されており、生徒の皆さんの熱心な取り組みを拝見いたしました。開催にあたっては、各部門の発表だけでなく、生徒同士の絆を深める交流の場が極めて重要だと考えます。プレ大会において実施された各部門終了後に、参加生徒による交流会などは行われたのでしょうか。現在の交流事業の実施状況と、本大会に向けた展望をお聞かせください。

【全国高等学校総合文化祭推進室員】

本大会の開催に向けて、全22部門それぞれに生徒実行委員会を組織しております。各部門の生徒たちが主体となり、大会の円滑な運営に向けた準備を各部門において進めているところです。直近の事例では、本年2月に近代美術館にて美術・工芸部門の部会が開催されました。このように、各部門において生徒たちが一堂に会し、準備作業を通じて既に活発な交流が始まっております。

【吉村委員】

総文祭、本当に楽しみにしています。だからこそ、今準備をしている子供たちが何に悩み、何に困っているのか、そうした現場の課題もぜひ我々に聞かせてください。それが分かれば、我々も力になれることがあるはずです。

前にも申し上げましたが、発信というのは一方的なお知らせであってはいけません。子供たちも大人も次へ、次へと繋がっていくような、熱が伝播する発信をしてほしいと思います。開催まであと5ヶ月ですが正直なところ、一歩外に出るとまだ盛り上がり欠ける印象があります。せっかくの大きな大会ですから、マスコミもフル活用して、県全体でもっと熱気を感じられるように盛り上げていってください。

もう一点、スクールロイヤー活用事業についてです。新しく予算がついた大事な事業ですから、ぜひ有効に使っていただきたい。表向きはいじめや不登校、保護者対応となっておりますが、実際には教員同士のハラスメントなど、なかなか公には出せない悩みを抱えている現場もあるはずです。そうした、心の疲れや組織の歪みをしっかりと汲み取ってくれる存在として、この事業をうまく機能させてほしいと思います。現場を救うための事業として、大切に運用していただくようお願いします。

【高橋委員】

秋田弁護士会が総力を結集して取り組んで参りますので、是非お任せいただきたいと思いません。

【吉村委員】

文化財保護室において、当初予算が4億以上減額されておりますが、この大幅な減額に至った要因を教えてください。

【文化財保護室長】

文化財保護室の予算において数億円単位の変動が生じるのは、主に開発事業に先立って実施

する埋蔵文化財の発掘調査費でございます。来年度については、河川改修や高速道路建設、および災害復旧に伴う集中調査がある程度の目途を迎え、事業フェーズが調査から本体工事へと移行しております。これに伴い、国土交通省や県建設部、NEXCO東日本等からの受託事業費が、例年の約半分程度の規模に縮小したことが、今回の減額の主たる理由でございます。

【吉村委員】

関連して文化財保護室に伺います。本県では文化遺産の登録後、その魅力を高めるための世界遺産魅力アップ事業を継続して展開されています。事業内容のイベント補助の部分について確認させてください。一般的にイベントと一言で申しましても多岐にわたりますが、本事業において具体的にどのような活動が補助対象として実施されているのでしょうか。

【文化財保護室長】

主な対象は、鹿角市の大湯環状列石および北秋田市の伊勢堂岱遺跡で例年9月に開催されている縄文まつり等の継続的な行事です。来年度は世界遺産登録5周年の節目にあたります。登録直後の盛り上がりは落ち着きつつある現状を踏まえ、各市においては体験型コンテンツの拡充や最新の調査成果に基づく解説など、新たな要素を加えた企画を工夫しております。県としては、段階的に補助率を調整しつつも、これらを地域で自走可能な持続的イベントへと育てるべく支援を継続しております。特に体験系メニューの充実に注力し、リピーターの獲得と機運の再醸成を図ってまいります。

【吉村委員】

先ほど体験の要素を増やすとのお話がありましたが、来場者の関心が最も高いものの一つに発掘体験があると考えます。しかしながら、両遺跡ともすでに世界遺産として整備が完了しており、保存の観点から実際に遺跡を掘るという体験は難しい状況にあると思います。現状、どのような形であれば発掘に類する体験が提供可能なのか、あるいは代替となる新しい体験メニューの検討状況についてお聞かせください。

【文化財保護室長】

現在、県内の世界遺産遺跡においては大規模な掘削は休止状態でございますが、北海道・北東北の縄文遺跡群全17遺跡のネットワーク全体では常に新たな動きがございます。発掘調査は、物理的に遺跡の一部を壊していく側面も持ち合わせておりますが、一方で新しい発見を地域住民や来場者に提示し続けることは、遺跡の価値を再認識し、公園整備や活用を促進する極めて大きな原動力となります。そのため、登録から次なる5周年に向けては、たとえ小規模であっても継続的に調査を実施し、常に新しい縄文の姿を発信していくべきではないか、という方針が、現在4道県の推進会議等においても議論されているところでございます。

【吉村委員】

世界遺産としての厳格な保存ルールがあることは承知しておりますが、やはり子どもたちにとっては、夏休みに自らの手で遺物を発見するような直接的な体験こそが、郷土の歴史に興味を持つ最大の契機になると考えます。本物の遺跡を掘ることが制度的に困難であれば、代替案として、子どもたちの知的好奇心を満たす発掘に準ずる体験やワクワク感のあるプログラムを、今後も積極的に検討・実施していただくよう強く要望いたします。

【文化財保護室長】

かつて調査を実施していた際も、学芸員等の専門職員による厳格な管理・指導のもとで、子どもたちに実際の掘削を体験していただく機会を設けてまいりました。土の中から本物の土器が現れる瞬間に立ち会うことは、子どもたちにとって計り知れないロマンであり、その原体験が大人になっても遺跡や歴史のファンであり続ける、持続的な関心へと繋がります。現在は調査を休止しておりますが、将来的に調査を再開する際には、単なる見学にとどまらない参加型の発掘調査という形態も選択肢に含め、県民や子どもたちが直接歴史に触れられる機会を創出

できるよう、前向きに検討してまいります。

【吉村委員】

保健体育課へ中学校の部活動地域移行について伺います。先般、市町村教育長との意見交換が行われましたが、その際、移行後の受け皿となる地域クラブ等の運営ルールが、競技種目ごとに異なっている点が大きな課題として指摘されました。特に、中体連等の大会出場規定などは市町村単独で変更できるものではなく、地域移行の足かせとなっています。このような各競技団体との交渉やルールの統一化は、基礎自治体である市町村のみで対応するには限界があります。県として、各競技団体への働きかけや、県内共通のガイドライン策定など、広域的な調整機能をどのように果たしていく考えか、お聞かせください。

【保健体育課長】

ご指摘の通り、地域移行後の受け皿となるクラブチームの大会出場ルールについては、競技種目ごとに大きな差異がございます。具体的な事例を申し上げますと、バスケットボール等はクラブチームの中体連大会への出場規定が厳格であり、生徒が依然として学校部活動を選択せざるを得ない状況にあります。一方で、バレーボール等は比較的柔軟なルール運用がなされており、地域クラブ化が加速している実態がございます。こうしたルール形成は日本の中央競技団体等の決定によるものであり、一地方自治体の裁量で変更することは極めて困難な状況にあります。しかしながら、現場の混乱を解消するためにも、地方の実情を国や各中央団体へ継続的に訴えていく必要があると認識しております。

【吉村委員】

中央団体のルールが障壁となっているのであれば、県が他県とも連携し、強力に働きかけるべきです。先般のクマ対策の発信が国を動かしたように、子どもたちが多様な体験を享受できる環境を整えるため、県として断固たる姿勢で臨んでいただきたいと思います。

次に、予算書にある高校運動部活動指導員配置事業について伺います。この39名という人数は、地域移行とは別の枠組みでの各学校からの要望を積み上げた数字なのでしょうか。

【保健体育課長】

中学校ではすでに中学校運動部活動指導員配置事業として国・県・市町村が費用を3分の1ずつ負担しておりましたが、高校について県の単独事業として来年度より新たに実施するものです。指導員を配置する主な狙いは、生徒がより専門的な技術指導を享受できる環境を整え、競技力を向上させること。そして、教職員の顧問業務の負担を軽減し、働き方改革を強力に推進することにあります。現場の競技向上と教職員の負担軽減の双方において大きな成果を期待しております。

【吉村委員】

スキー大会開催事業に関連して質問します。本県の鹿角・花輪地区等を中心に、高校スキー界では毎年輝かしい成績を収めており、指導体制や環境は全国屈指であると認識しておりますが、このような優れた環境を背景に、県外から秋田でスキーを学びたいと希望して入学、いわゆるスポーツ留学をしてくる生徒は、現状どの程度いらっしゃるのでしょうか。

【保健体育課長】

鹿角高校および秋田北鷹高校にはクロスカンントリーやジャンプなどのノルディック種目、県南の角館高校にはアルペン種目を中心に県外から多くの生徒を受け入れております。

【吉村委員】

本県の競技環境を求めて集まる生徒たちは、将来の秋田を担う貴重な資産であると考えます。しかし、彼らを受け入れるための寄宿舎等の宿泊施設が十分に確保されているか、また、その質が維持されているかは大きな課題だと思うのですが、現状はどうでしょうか。

【保健体育課長】

鹿角高校については、今年度より市と協力し、スキー部のみならず県外および県内遠距離通学の生徒を受け入れるための施設整備に着手しております。一方で角館高校については、監督が自宅に2～3名の生徒を下宿させたり、お寺を宿舎として活用したりするなど、関係者の多大な尽力により辛うじて維持されている状況です。実際には、秋田での進学を希望する生徒が他にも多数存在するものの、受け入れ施設の不足から入学を断念せざるを得ない事例も発生しているのが現状であります。

【吉村委員】

現状を伺い、極めて大きな機会損失が生じていると痛感いたしました。県外から本県への進学を希望する生徒が多数存在するにもかかわらず、受け皿となる施設の不足により断念させている状況は、非常に残念です。新築が困難であれば、例えば現在使用されていない県の公舎や廃止された公共施設などを、学生寮としてリノベーションし活用するなどの検討はなされているのでしょうか。

【保健体育課長】

ご指摘の点は、教育公安委員会等においても度々議論に上がる重要な事項と認識しております。他県の状況を調査いたしますと、県が主体となって学校施設として寄宿舎を設置・運営している事例や、市町村が主体となって受け入れ態勢を整えているケースもございます。本県においては、下宿先が少なくなっていることが大きな課題であると捉えております。

【吉村委員】

生涯学習課の終了事業の4つについて、実質的には名称を変更して持続しているものがあるのでしょうか。あるいは、当初の目的を達成し、完全に事業として廃止・終了しているのか教えてください。

【生涯学習課長】

終了事業については施策の全廃ではなく、目的の再定義と事業再編を行った結果でございます。これまでの学校・家庭・地域連携総合推進事業は、地域と学校の連携・協働体制充実事業やあきたの家庭教育パワーアップ事業という名前に変わり、より充実した内容で進めていきます。また、ニューノーマルの事業をベースとしたみんなでつくる体験活動構築事業については、今の時代に合わせた新しい要素を加えて引き継いだものとなります。従来事業の重要な要素を維持しつつ、新たな社会的ニーズを加えた上で、より充実した体制で継続してまいります。

【吉村委員】

予算関係や条例案など、多岐にわたる項目が専決処分として処理されていますが、その件数の多さに懸念を抱いております。専決処分は緊急やむを得ない場合に限られるべきものであり、10項目という分量は、本来あるべき議論の機会を逸しているのではないかと感じます。教育委員会は本来合議制に基づき、多様な意見を反映させるべき組織です。事務局による専決が常態化し、委員会の審議が形骸化することは避けるべきであり、今後の適切な運用と透明性の確保を強く求めます。

【総務課長】

教育委員会には、地方自治法上、自ら議会へ条例案を提出する提案権がありません。そのため、知事部局が作成した条例案に対し、教育委員会が意見を述べるという形をとります。今回の件数が多いのは、知事部局側でのスケジュールに合わせ、短期間に多数の意見集約が必要となったことによるものです。また、予算についても同様であり、教育委員会に編成権限はなく、知事部局への予算要求に基づき提示された案に対して意見を付す形式となります。こうした制度上のスキーム上、知事部局の議案提出スケジュールを優先せざるを得ず、結果として教

育委員会内での審議が専決処分という形を多くとらざるを得なかった背景がございます。

【吉村委員】

制度上、条例や予算の提案権が知事部局にあるという実情は理解いたしました。しかしながら、形式上承認や意見を求められる以上、そこに実質的な審議が伴わなければ、委員としての職責を十分に果たしているとは言い難い面があります。特に、前日照会・翌日回答というスケジュールについては、いかに知事部局との調整があったとしても、10項目にわたる重要事項を精査するにはあまりに急ぎすぎている印象を拭えません。これでは、教育委員会の合議制という本来の趣旨が十分に活かされない懸念があります。事務局においては、知事部局の関連部署に対し、本委員会の審議時間を適切に確保できるよう、今後はより余裕を持ったスケジュール調整に努めていただきたい。

【総務課長】

専決処分の在り方について、改めて事務局において事実関係を精査いたします。

【奥委員】

他になければ、報告第1号を承認してもよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【奥委員】

では、報告第1号を承認します。

次に、議案第2号「条例案に対する意見について」、幼保推進課から説明をお願いします。

【幼保推進課員】

議案第2号「条例案に対する意見について」説明概要

- ・市町村への権限移譲の推進に関する条例の一部改正に対し、県議会から教育委員会の意見を求められたため、その回答を決定するもの。
- ・秋田市を除く24市町村が対象であり、対象となる24市町村からは事前に同意を得ている。
- ・現在、公立幼稚園を設置しているのは藤里町のみであるため、現時点で実務が生じるのは同町のみ。
- ・県議会からの照会に対し、異議なしとする回答を提案する。

【奥委員】

ただいまの説明について、質疑等ございませんか。

【吉村委員】

権限移譲については、課題発生時の迅速な対応など、市町村が主体となるメリットは大きく、国の方針とも合致していると認識しています。しかし、事務を移譲したからといって、県が関与を一切断つということではないはずです。これまで県が直接担ってきた権限を市町村に委ねる以上、県には依然として総括的な責任があると考えます。

そこで伺いますが、条例上、事務の主体は市町村へ移りますが、県としては今後どのような役割を果たしていくのでしょうか。単に移譲して終わるのではなく、移譲後の市町村への支援や、広域的な視点からの管理体制について、県の見解を伺います。

【幼保推進課員】

県としましては、当然、権限移譲したからといって市町村にお任せにするということではありません。なかなかレアケースな事案になってくるとは思いますが、事案の対処に当たっては、その都度、情報共有を図ってまいります。また、市町村への権限移譲の推進に関する条例にお

いて、適宜、技術的な資料の提供や助言、あるいは必要な援助を行うようにという規定もございます。そうした規定に基づきまして、しっかりと市町村に寄り添って支援を行いながら、事案に当たってまいりたいと考えております。

【吉村委員】

市町村に権限を移譲して、すべて市町村だけで判断してしまうと、どうしても外部の目が届きにくくなる心配があります。県として、移譲した後も監査や監視、あるいはチェックをするといった仕組みはないのでしょうか。他県でも幼稚園や保育園での虐待事案が報道されることがありますが、そうした際に第三者委員会のようなものを立ち上げることがあると思います。権限を移譲しているのであれば、事案発生時に県がそうした第三者的な役割を担うといったことは考えていないのでしょうか。

【幼保推進課員】

個別具体的な事案が発生した際には、必要に応じて、検討委員会や第三者委員会の設置を含めた対応が検討されるものと考えております。ただし、あらかじめ常設の組織としてそうした場を設けているわけではございません。また、本件の事務手続きにおきましては、事案が発生し対処した場合には、社会福祉審議会に報告を行うこととなっております。対応した内容につきましては、第三者的立場である社会福祉審議会がその報告を受け、必要があれば意見を述べるという仕組みになっております。こうしたプロセスを経ることで、外部からの第三者的な視点がしっかりと入る形になると認識しております。

【奥委員】

他になければ、表決を採ってよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【奥委員】

では、表決を採ります。

議案第2号を原案どおり可決することよろしいでしょうか。

【全委員】

異議なし。

【奥委員】

それでは、議案第2号を原案どおり可決します。

予定された案件は以上ですが、他にございませんか。

特になければ、以上で本日の会議を閉じます。お疲れ様でした。